

人権と民主主義、教育と自治を守る高知県共闘会議の

「人権教育に関する論点整理のための話し合いの申し入れ」(2011年10月6日付)
に対する回答

2012年1月13日

10:30~12:00 教育委員室

(質問)

1 「同和地区児童・生徒」という捉え方について

(1) 「同和地区」「同和関係者」という規定は、同和対策事業対象地域、同和対策事業対象者ということで行政上使用されてきました。同和対象事業が終了すれば、対象地域や対象者も存在しなくなるのは当然のことです。

「人権侵害のおそれを感じる人」などという抽象的な捉え方で、どうやって地域や人を線引きし、区別することが出来るのでしょうか。「『おそれを感じて暮らしている人々』の地域はここからここまでです。その人々とはこの人達です」ということを行政が規定することは不可能です。このような捉え方は「解消」を目的としても人権侵害にあたることを認識すべきではないでしょうか。

今日、多くの人々が行政からそのように線引きされるいわれはないと考えて暮らしているのではないのでしょうか。

(2) 仮に賤称語を使って人権が侵害されるということがあった場合、行政がその人の住む特定の地域や、その人のことを賤称語で表現することがあるのでしょうか。そのような事をすれば、それこそ問題になると思います。何故しないのでしょうか。そういう賤称語で呼ばれる地域や人が法的、制度的に存在しないからです。社会的に根拠が無くなったものを、行政が勝手に使うことは出来ません。

(3) 同和問題が残っているから「同和関係者」「同和地区」も存在するという発想は逆さです。こうした発想は、賤称語が使われるから、身分社会が残っているということになりかねません。

「同和地区」「同和関係者」を規定する根拠が無くなったけれども、同和問題が残っている、地域や人々へのこだわりが残っているということで、逆は成立しません。

(4) 旧対象地域の人々へのこだわりは、随分解消されています。その前進を阻害しているのは、行政の特別対応であり、「解同」の糾弾路線です。それがあるから、住民が特別視したり、こだわりを持つのは当然です。同和問題が残っているから、「同和地区」や「同和関係者」は存在するという対応を取ることは県民に誤解と偏見を与え問題解決を阻害するという目に向けるべきです。

(回答)

県教育委員会では「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成13年度末をもって失効し、現在は人の特定や地域を線引きするといった捉え方はしていません。

また「同和地区」という名称については、同和対策事業実施以前に出された同和対策審議会答申において使用されており、事業対象地域のみを指した名称ではないと考えています。

「同和地区」という言葉を、県教育委員会が積極的に使う事はありませんが、歴史やこれまでの事業や取組について、研修会等で説明する場合などで、使用することはあります。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年)でも指摘されているように、同和問題がなくなったわけではありません。差別は少なくなっているとはいえ、行政が何も対応しなくて良い時期はまだきていないと考えています。

(質問)

2 児童・生徒の言動を「差別事象」として取り扱うことについて

課長の発言は、

①他者の人権を侵害する行為は差別である。差別と意図していなくてもダメージを与えることは差別にあたる。

②しかし、発言した児童・生徒を差別者とは捉えていない。

というものでした。また、課長補佐は「不適切な発言ということでよいか」と言っています。

(1)「差別発言」であるかどうかを判断する場合の前提条件が、私達の考え方とは違っているように思います。何が差別で何が差別でないか混乱するのではないのでしょうか。

差別の意図が全くないのに、相手がダメージを感じれば差別だということになれば、自由にもものが言えなくなります。

賤称語を使っている、部落差別の意図は見られません。言われた方がダメージを受けたからといって差別してもいけないのに「差別発言」扱いするのは不適當です。

もしダメージ、傷つくということ言えば、「バカ・アホウ」「ブタ、死ね」「クサイ」「ウザイ」等の言葉がもっとダメージを与え、傷つけます。賤称語を言われたらといって不登校になったという話は聞いたことありません。ところが、前述のような言葉を言われて不登校になった児童・生徒は何人もいます。このとき、それぞれ「差別事象」として扱った例があるのでしょうか。私達は聞いたことありません。

(2)「差別事象」だと捉えれば、その行為をしたものは「差別者」になるのは当然ではないのでしょうか。私達は、児童・生徒の言動を差別事象として捉えていませんし、その子どもを差別者として捉えてもいません。相手を傷つけたとしても、問題発言であったとしても、差別の意図がなければ「差別事象」であるはずがありません。

課長の『差別事象』であるが、その子どもは『差別者』と捉えない」という発言はどのような整合性があるのか、説明願います。学校で子どもを「差別者」と捉えるなら教育は成り立たないと思います。子どもは何をするか、何をいうかわかりませんので。

(3) 課長は「若い子どもも県民の一人」と答えていますが、法律上、制度上、義務教育段階の児童・生徒と大人は区別するのが常識です。

高知県こども条例は、ご承知の通り、18歳未満の全ての者を「子ども」と規定しています。

そして、第6条は「子どもは幸せに育つために、沢山のことを学ぶ権利を持っています。子どもは、その成長に応じて何処で何を学ぶか等広く選択でき、失敗しても何度でも学び直せることができます。」と規定しています。

(回答)

賤称語以外の他人の尊厳を傷つける言動についても、当然許されないものであり、学級・学校で具体的な取組を行う必要があると考えています。

児童生徒の賤称語使用による攻撃には、直接的な差別もありますが、その多くは間接的差別です。賤称語を使用することにより、過去の歴史の中で、その言葉により差別されてきた人々、その人々と繋がりのある、今を生きる人々の尊厳を傷つけるものです。

賤称語を使用した発言ですがその言葉が持つ意味は非人間的であり、その言葉を誤った目的で使用すること自体が同和問題をはじめとする様々な問題を温存することにつながっており、差別発言だと考えます。

差別を意図していなくても、発言者が気付かずに差別をしていることがあります。それゆえ差別事象として判断し必要な指導をしますが、発達段階にある児童生徒の発言の場合、教育的配慮から差別者と、捉えていません。

幼い子どもも県民の一人という考え方は、平成10年に策定された「人権教育のための国連10年」高知県行動計画において、行動計画を期待している「県民」として、「住民登録の有無を問わず、県内に在住しているすべての人」と定義しており、人権に関わる行動を行う「県民」に幼い子どもを含めることに、不都合はないと考えます。

高知県子ども条例の第6条の内容については、失敗しても何度でも学び直せることが示されていますが、児童生徒の差別発言を考へても学校としての取組を再考し、発言した児童生徒を含め学び直す点で矛盾はないと考えます。

(質問)

3 7 課題の限定について

(1) 国連がいう「人権教育」は、学校教育や人権啓発とは違う概念だということですが。

もう一つは、女性、子ども、高齢者等、弱者、少数者が10課題提起されていますが、その位置づけは、これらの人々の「人権に特に重点が置かれる」というもので、人権教育の内容を示したものではないということです。

(2) 国内行動計画は、その他を入れて10課題が並べられていますが、その位置づけは、「重要課題への対応」ということであり、行政課題として提起されたもので、教育内容として示されたものではないことは国連の場合と同じです。

なお、この97年当時、「人権教育のための国連10年行動計画」の推進本部を設けた国は、日本、ノルウェー、スーダンの3力国のみです。また、国内行動計画をもうけた国は、日本、フィリピン、インドネシアの3力国のみです。両方は日本だけであり世界の中で、日本の状況の特徴がうかがえます。各国は冷静な対応をしていることがわかります。

(3) 県内行動計画は、国内行動計画の中の、「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「その他」の3つを除いて7課題としました。さらに、国内行動計画では5番目にあった「同和問題」を1番に持ってきました。他の6課題は全て「人」を取り上げているのに「同和」のみ「問題」としていません。特別措置法が失効して、人を区別することが出来なくなるので「同和関係者」というように人で統一することが出来なかったためと思われる。以上見てきたように、7課題なるものは、人権教育の内容として提起されたものではなく、行政上の「重要課題」として出されたものです。これが人権教育のメインの課題であるかのような7課題のマス目を作った実践概要報告は見直すべきです。

(4) 実践概要報告の様式について、私達は問題点を指摘し続けてきています。課長は「その他の取り組み」をもうけていると発言していますが、教育実践上、学校の人権課題は、たとえば、学力、イジメ、不登校、性、食と命、環境、平和、仲間作り、自治活動等、子ども自身に関わるものではないでしょうか。これらがメインのはずです。なぜ実践概要報告書は弱者、少数者の他者の差別問題がメインで、教育実践上の人権課題が「その他」なのでしょう。

(5) 県教委は、私達の批判を受けて、部分的な手直しを凶ってきました。メインについて「県民に身近な7つの人権課題の位置づけ」としていたもの

を、2010年から「人権学習（指導した人権課題）」に変えました。「その他」に関しては、2005年から10年まで毎年次のように手直しました。

「他の人権課題及び学校独自の課題」

「人権に関するその他及び学校独自の課題」

「人権に関する上記以外の課題及び学校独自の課題」

「上記以外の人権学習及び学校独自の課題」

見出しをどのように変えようと、7課題とその他及び学校独自の課題という分類に変わりはありません。このように分けなければならない理由はありません。

2010年に「人権学習（指導した人権課題）」としました。そうするならば、7課題のマス目も不要だし、次の項目の「上記以外・・・」も必要ありません。それぞれの学校が取り組んだことを書けばよいのです。このようなマス目が無く、各学校の取り組みを記入していた時代に、不都合や問題があったことはありませんし、改善の要望が出されたこともありません。道理に合わないやり方を改め、本来の姿に戻すべきです。

(回答)

「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」の終了をうけ、採択された「人権教育のための世界計画」では、第1フェーズ（2005～2009年）として初等中等教育に焦点をあてた取組がなされたように、人権教育は、当然学校教育においても取り組むべきものです。

「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年）」では、「各人権課題に対する取組」として「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。」と述べられています。

また、基本計画は、国に対して「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示しています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年）」を公表しています。

「〔第三次とりまとめ〕実践編～ 個別的な人権課題に対する取組～」には、「人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、

具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。」とあり、人権課題を取り上げた学習の必要性が述べられています。

県民に身近な7つの人権課題は、国際連合の「人権教育のための国連10年」の行動計画を受け日本政府が策定した「人権教育のための10年」国内行動計画に基づき、県の行動計画、条例や基本方針・教育方針にあげられているものです。

しかし、人権課題は7つ以外にもありますので、学校における取組も7課題に限定されたものではありません。そのため、1月から2月に実施されます「人権教育主任研修会」で実践交流の資料として活用する「人権教育実践概要」においても、その他の人権課題や学校独自の取組について記入することができる欄を設け、学校の主体的な取組を紹介できるように配慮しています。「人権教育実践概要」は、研修会における実践交流の大切な資料の一つであり、各グループにおける実践交流を充実したものにするために、記載をお願いしております。また、人権教育主任の職務遂行上の責務から実践については教科・領域、その他の時間等で実践されたことや、学校独自の取組などについて記入してもらっています。

様式については、今後も学校での人権教育がより充実した取組となるように、改善を加えていきたいと考えています。